

施設入居者の利用者負担 いつ公的後見人・受託者協会に照会するか

介護施設に入所している成年者がもはや自分の財政的な事柄を管理できない、または意思決定が不能な成年者の財政に関する代行意思決定者(例、委任状、代理人、財産管理人・年金受託者)がその成年者の財政を不正に使用したり、管理しているなどの懸念がある場合は、さらなる調査のために公的後見人・受託者協会(PGT)に照会することができます。

成年者への虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクト(自己放任)などについての懸念も、成年後見法(AGA)によって指定されている機関(保健局やコミュニティリビングBCなど)に通報することができます。

これらの懸念を暗示するものは、利用者負担金の支払いが滞ったり、本人の他のニーズが満たされていないなどの場合です。

しかしながらPGTは、適用料金や提供されるべきサービスに関し、本人もしくは本人の財政に関する代行意思決定者と入所施設との間の紛争の仲裁役はいたしません。

このような状況の場合、当該関係者は紛争解決を扱う機関へお問い合わせください。

PGTの調査目的と起こりうる結果

- PGTは、意思決定ができない可能性のある成年者が自身の財政的事柄の管理に援助の必要の有無を見極めるために、公的後見人・受託者法の下の特権に従って懸念について調査を行います。
- 援助が必要な場合、PGTは非公式な解決が適切かどうか、または本人の身近に援助できる人がいるかどうかを見極めるためにさらなる調査を行います。
- 不正使用や不正管理が認められない場合、PGTの調査は終了します。
- 本人が援助を必要とし、周りに援助できる人がいない場合、PGTは、通常財産管理人として(下記を参照)本人の財政的事柄を管理する法的権限の取得手続きをします。
- PGTは本人の負債に関する紛争に対処するためだけの調査は行いません。

調査中に財産を保護するPGTの権限

- 本人の財産の即刻保護を必要としていることが懸念される場合、PGTは本人の財産を保護するための方策を講じる権限を持っています。これには本人の銀行口座への出し入れを120日まで制限することが含まれます。
 - 銀行口座への出し入れが制限された場合、PGTは食費、居住費、日常の生活費に必要な額に限った出し入れを指示することができます。
 - PGTはさらに、家賃、利用者負担金、家のローン、保険料など事前に承認されている支払いが引き続き行えるように指示することもできます。

- 財産保護のための権限を行使する場合でも、PGTは下記の事柄を行う権限はありません。
 - 本人の財政的事柄の管理、新規の支払いの手続き、債権者への支払い許可
 - 財政に関する代行意思決定者への指示
 - 施設利用者負担金額の設定または未払い額の返済計画の立案

PGTが本人の財政的事柄を管理する権限を取得する方法

- PGTが財産管理人になる場合、PGTは本人の個人的な事柄を管理する権限を持ちます。
- PGTは下記の場合財産管理人になる方策を講じます。
 - 財政に関する代行意思決定者の管理に関する懸念が解決できない場合
 - 本人が援助を必要としている場合で、援助をできる人が誰もいない、またはふさわしい人がいない場合
- 財産管理人になるためには裁判所命令もしくは意思決定不能証明書が必要となります。本人を取り巻く状況や事の複雑さによって異なりますが、どちらの取得にも6ヵ月以上かかる場合があります、結果的に状況によっては必ずしもこの方法が適切でないことがあります。
- 場合によってPGTは、本人の連邦政府の年金受給と経費支払いのためにPGTが年金受託者として選任されるように手続きを行います。

PGTが財産管理人になる場合、未払いの利用者負担金の清算

- 管理人として選任された時点でPGTは本人のすべての資産と負債に関し情報を収集します。十分な資金があることが分かれば、月々の利用者負担金の支払いが行われます。一般的に、適用料金が確定するまで最低の利用料金が支払われます。
- 金銭的な事柄の全容を把握したら、PGTは未払いの利用者負担金をはじめすべての負債請求を検討し、査定します。十分な資金があれば、承認された請求に関しては直ちに支払いを行います。必要な場合、入居している施設との間で返済計画を作成します。
- PGTはすべての負債の返済に関して許可をしなければなりません。PGTは入居施設が利用者負担金の返済に本人の小遣い口座[comfort account]から引き出すことを許可いたしません。

本人死亡後に利用者負担金と他の費用の支払い

- PGTが管理人の場合、PGTは遺産管理人が本人の遺産を管理するために選任されるまで財産を維持管理する権限を持っています。
- 遺産管理人が選任されるまで、PGTは管理人として葬儀費用の仮出金をはじめ、直近の請求書(前月の利用者負担金や薬代など)の支払いを行います。債権者に対するこれ以外の支払いは停止し、遺産管理人によって対処されなければなりません。
- PGTが本人の遺言状によって遺言執行人に選任されている場合、または遺産管理のために裁判所に選任申請を提出する場合、遺産はPGTの遺産・個人信託サービス部(Estate and Personal Trust Services)が管理します。

PGTのサービスに関する詳細は、PGTのホームページwww.trustee.bc.caへアクセスしてください。